

昭和六十三年二月

データベース準備金制度の関連法令

財団法人 データベース振興センター 編

通省産業省機械情報産業局
情報処理システム開発課 監修

保存本

62-DPC-06

データベース準備金制度の関連法令

目次

租税特別措置法（所得税）	1
租税特別措置法（法人税）	2
著作権法（データベースの定義）	3
租税特別措置法施行令（個人）	4
租税特別措置法施行令（法人）	4
租税特別措置法施行規則（個人）	5
租税特別措置法施行規則（法人）	5
通商産業大臣の認定に関する告示（個人）	6
通商産業大臣の認定に関する告示（法人）	7
データベース台帳に関する告示	8

●租税特別措置法（所得税）

（プログラム等準備金）

第二十条の二 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年から昭和六十四年までの各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の金額をプログラム等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。
（表の第一号は省略）

個人	費用	金額
二 他人の用に供するために構成した著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号に規定するデータベース（以下この号において「データベース」という。）を譲渡し、提供し、又はその利用の許諾を行う事業（第六項において「データベース業」という。）を営む個人	データベースの構成に要する費用	その年分の事業所得に係る総収入金額のうちデータベースで当該個人が構成したものとして政令で定めるものの譲渡、提供又は利用の許諾に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額

2 前項に規定する個人の十二月三十一日において、前年から繰り越されたプログラム等準備金の金額（その日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちにその積み立てをした年の翌年一月一日から四年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金については、その積み立てをした年別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上前項の規定により必要経費に算入された金額の四分の一に相当する金額（当該四分の一に相当する金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額に相当する金額）を、それぞれ、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項のプログラム等準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する当該プログラム等準備金の金額をその積み立てをした年別に区分した各金額のうち、その積み立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする。

一 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合その譲渡し、又は廃止した日におけるプログラム等準備金の金額

二 前項、前号及び次項の場合においてプログラム等準備金の金額を取り崩した金額に相当する金額

4 第一項のプログラム等準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又は

その届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）におけるプログラム等準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該プログラム等準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第十九条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する場合において、同条第四項中「所得税法第二百十条第一項又は第二百三十三条第一項（これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書を含む。）とあるのは、「確定申告書」と読み替えるものとする。

6 前条第十二項から第十四条までの規定は、第一項のプログラム等準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人がソフトウェア又はデータベース業を承継した場合について準用する。この場合において、同条第十二項から第十四条項までの規定中「中小企業海外市場開拓準備金」とあるのは、「プログラム準備金」と読み替えるものとする。

●租税特別措置法（法人税）

（プログラム等準備金）

第五十六条の五 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の金額を損金経理の方法（確定し決算において利益又は剰余金の処分により積

立金として積み立てる方法を含む。）によりプログラム等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
（表の第1号は省略）

法人	費用	金額
二 他人の用に供するために構成した著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号に規定するデータベース（以下この号において「データベース」という。）を譲渡し、提供し、又はその利用の許諾を行う事業（第三項において「データベース業」という。）を営む法人	データベースの構成に要する費用	データベースで当該法人が構成したものとして政令で定めるものの譲渡、提供又は許諾に係る当該事業年度の収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十に相当する金額

2 前項に規定する法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越されたプログラム等準備金の金額（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条におい

て同じ。)のうちにその積立てをした事業年度終了の日の翌日から四年を経過したもの(以下この項において「据置期間経過準備金額」という。)がある場合には、当該据置期間準備金については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された当該プログラム等準備金として積み立てる金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八で除して計算した金額(当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項のプログラム等準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する当該プログラム等準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 ソフトウェア業又はデータベース業を廃止した場合 当該廃止の日におけるプログラム等準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日におけるプログラム等準備金(合併した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前項、第二号及び次項の場合以外の場合においてプログラム等準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日におけるプログラム等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項のプログラム等準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった

日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)におけるプログラム等準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該プログラム等準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第二項の月数、は暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項から第十四項までの規定は、第一項のプログラム等準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十四条中「第六項」とあるのは、「第五十六条の九第二項」と読み替えるものとする。

●著作権法(データベースの定義)

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

●租税特別措置法施行令（個人）

（プログラム等準備金）

第十二条の二

（第一項、第二項及び第三項は省略）

4 法第二十条の二第一項の表の第二号に規定する政令で定めるデータベースは、同号に規定するデータベースであることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたもの（次項において「証明データベース」という。）とする。

5 法第二十条の二第一項の表の第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する個人のその年分の事業所得に係る次に掲げる収入金額の合計額とする。

一 証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に係る収入金額

二 証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に附帯して行う法第二十条の二第一項の表の第二号に規定するデータベースの利用に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務（証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に伴うものであることが当該譲渡、提供又は利用の許諾に係る契約書において明らかにされているものに限る。）の提供に係る収入金額

（第六項は省略）

7 前条第五項及び第六項の規定は、法第二十条の二第四項に規定する場合における同項の規定によるプログラム等準備金の金額の総収入金額の算入について準用する。この場合において、前条第六項第一号中「若しくは廃止した場合又は死亡した場合」とあるのは「又は廃止した場合」と、「若しくは廃止した日又は死亡した日」とあるのは「又は廃止した日」と読み替えるものとする。

●租税特別措置法施行令（法人）

（プログラム等準備金）

第三十二条の十四

（第一項、第二項及び第三項は省略）

4 法第五十六条の五第一項の表の第二号に規定する政令で定めるデータベースは、同号に規定するデータベースであることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたもの（次項において「証明データベース」という。）とする。

5 法第五十六条の五第一項の表の第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する法人の次に掲げる収入金額の合計額とする。

一 証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に係る当該事業年度の収入金額

二 証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に附帯して行う法第五十六条の五第一項の表の第二号に規定するデータベースの利用に関する専門的な知識及び技能を必要とする役務（証明データベースの譲渡、提供又は利用の許諾に伴うものであることが当該譲渡、提供又は利用の許諾に係る契約書において明らかにされているものに限る。）の提供に係る当該事業年度の収入金額

（第六項は省略）

7 第三十二条第五項及び第六項の規定は、法第五十六条の五第一項のプログラム等準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書を提出した場合における同条第四項に規定するプログラム等準備金の金額の益金算入について準用する。この場合において第三十二条第六項第一号中「解散した場合」とあるのは「解散した場合又はソフトウェア業若しくはデータベース業を廃止した場合」と、「解散の日」とあるのは「解散又は廃止の日」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

●租税特別措置法施行規則（個人）

（汎用プログラム等）

第七条の二

（第一項省略）

2 施行令第十二条の二第四項に規定する大蔵省令で定めるところにより証明がされたデータベースは、法第二十条の二第一項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に同項の表の第二号に掲げる個人が構成した同号に規定するデータベースである旨の通商産業大臣の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされたデータベースとする。

●租税特別措置法施行規則（法人）

（汎用プログラム等）

第二十一条の十

（第一項省略）

2 施行令第三十二条の十四第四項に規定する大蔵省令で定めるところにより証明がされたデータベースは、法第五十六条の五第一項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の表の第二号に掲げる法人が構成した同号に規定するデータベースである旨の通商産業大臣の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされたデータベースとする。

●通商産業省告示第三百六十七号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第七条の二第二項に規定する通商産業大臣の認定に関する手続きを次のように定めたので告示する。

昭和六十二年九月二日

通商産業大臣 田村 元

（認定申請書の提出）

第一条 租税特別措置法施行規則第七条の二第二項に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第二十條の二第一項の表の第二号に掲げる政令で定めるデータベースである旨の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする個人は、様式による認定申請書三通を通商産業大臣に提出しなければならない。（提出先は、通商産業省機械情報産業局情報処理システム開発課）

2 前項の認定申請書のうち二通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者の住民票

二 申請に係るデータベースの内容を記載した書面

3 第一項の規定による認定申請書の提出は、法第二十條の二第一項の適用を受けようとする年分の事業所得に係る確定申告書の提出日の三十日前までに行わねばならない。ただし、通商産業大臣が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第二条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係るデータベースが、法第二十條の二第一項の表の第二号に掲げる個人が構成した同号に掲げるデータベースであると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

（認定申請書の内容変更に係る認定書の返還）

第三条 認定を受けた個人は、認定申請書に記載された事項の内容に変更（軽微なものを除く。）があったときは、遅滞なく、当該認定に係る認定書を通商産業大臣に返還しなければならない。この場合において、通商産業大臣は当該認定を取り消すものとする。

（認定申請書添付書類の内容変更に係る届出）

第四条 認定を受けた個人は、第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変更（軽微なものを除く。）があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第五条 通商産業大臣は、認定を受けた個人が次の各号の一に該当するときは、認定書の返還を求め、当該認定を取り消すことができる。

一 第一条第一項の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

二 第三条の規定による認定書の返還を怠ったとき。

三 第四条の規定による届出を怠ったとき、又は、同条の規定による届出に際して虚偽の届出を行ったとき。

様式（第1条関係）

租税特別措置法第20条の2第1項の表の第2号に規定する政令で定めるデータベース（証明データベース）であることの認定申請書	
通商産業大臣 殿	
申請年月日	
*認定年月日	
*認定番号	
申請者名 住所	
データベース名 (略称)	
上記のデータベースが、租税特別措置法第20条の2第1項の表の第2号に規定する政令で定めるデータベースであることにつき、租税特別措置法施行規則第7条の2第2項の規定による通商産業大臣の認定を受けたいので、申請します。	
上記の申請は、租税特別措置法施行規則第7条の2第2項により認定します。なお、本認定書の有効期限は昭和 年 月 日とします。	
*付記	通商産業大臣 (記名捺印)

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 *印のある欄は、記入しないこと。

●通商産業省告示三百六十八号

租税特別措置法施行規則（昭和三十一年大蔵省令第十五号）第二十一条の十第二項に規定する通商産業大臣の認定に関する手続きを次のように定め
たので告示する。

昭和六十二年九月二日

通商産業大臣 田村 元

（認定申請書の提出）

第一条 租税特別措置法施行規則第二十一条の十第二項に基づき、租税特
別措置法（昭和三十一年法律第二十六号。以下「法」という。）第五十六
条の五第一項の表の第二号に掲げる政令で定めるデータベースである旨
の通商産業大臣の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする法
人は、様式による認定申請書三通を通商産業大臣に提出しなければならない。
（提出先は、通商産業省機械情報産業局情報処理システム開発課）
2 前項の認定申請書のうち二通には、次の各号に掲げる書類を添付しな
ければならない。

一 申請者の登記の謄本及び定款

二 申請に係るデータベースの内容を記載した書面

3 第一項の規定による認定申請書の提出は、法第五十六条の五第一項の
適用を受けようとする事業年度終了の日の三十日前までに行わなければな
らない。ただし、通商産業大臣が提出遅滞につき正当な事由があると認め
たときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第二条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による認定申請書の提出があつ
た場合において、当該申請に係るデータベースが、法第五十六条の五第
一項の表の第二号に掲げる法人が構成した同号に掲げるデータベースで
あると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書と
して当該個人に交付するものとする。

（認定申請書の内容変更に係る認定書の返還）

第三条 認定を受けた法人は、認定申請書に記載された事項の内容に変更
（軽微なものを除く。）があったときは、遅滞なく、当該認定に係る認定
書を通商産業大臣に返還しなければならない。この場合において、通商
産業大臣は当該認定を取り消すものとする。

（認定申請書添付書類の内容変更に係る届出）

第四条 認定を受けた法人は、第一条第二項各号に掲げる書類の内容に変
更（軽微なものを除く。）があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業
大臣に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第五条 通商産業大臣は、認定を受けた法人が次の各号の一に該当すると
きは、認定書の返還を求め、当該認定を取り消すことができる。

一 第一条第一項の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

二 第三条の規定による認定書の返還を怠ったとき。

三 第四条の規定による届出を怠ったとき、又は、同条の規定による届
出に際して虚偽の届出を行ったとき。

様式（第一条関係）

租税特別措置法第56条の5第1項の表の第2号に規定 する政令で定めるデータベース（証明データベース）で あることの認定申請書	
通商産業大臣	殿
申請年月日	
*認定年月日	
*認定番号	
申請者名 住所	
データベース名 (略称)	
上記のデータベースが、租税特別措置法第56条の5第 1項の表の第2号に規定する政令で定めるデータベースで あることにつき、租税特別措置法施行規則第21条の10 第2項の規定による通商産業大臣の認定を受けたいので、 申請します。	
上記の申請は、租税特別措置法施行規則第21条の 10第2項により認定します。なお、本認定書の有効 期限は昭和 年 月 日とします。	
*付記	通商産業大臣 (記名捺印)

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 *印のある欄は、記入しないこと。

●データベース台帳に関する告示

○通商産業省告示第三百六十五号(改正 昭和六十一年十月八日 通商産業省告示第三百七十七号)

データベース台帳に関する規則を次のように定めたので、告示する。

昭和五十七年九月十八日 通商産業大臣臨時代理

国務大臣 河本 敏 夫

データベース台帳に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、データベース台帳を作成し、これを利用する者の閲覧に供することにより、データベースサービス企業の健全な発展を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「データベース」とは、データを整理・統合し、電子計算機による検索を行いうる形態にした集合体をいう。

2 この規則において「データベースサービス企業」とは、他人の用に供するため、データベースの構築、流通及び検索、解析等の処理を行う者をいう。

(申告)

第三条 データベースサービス企業は、通商産業大臣に対しそのデータベースの概要等を申告することができる。

2 前項の申告をした者は、毎年(十月一日から十二月三十一日までの間に前項の申告をした者については、その申告をした日の属する年を除く。)一回、十月一日から十月三十一日までの間に、通商産業大臣に対しその年の九月底日におけるデータベースの概要等を申告しなければならない。

3 第一項の申告をした者は、そのデータベースの概要等に重大な変更があった場合には、速やかに、通商産業大臣に対し変更の申告をしなければならぬ。

なければならない。

4 第一項及び第二項の申告は、別紙様式の申告書により行うものとする。

(データベース台帳)

第四条 通商産業大臣は、前条の申告書の別紙のデータベース台帳(以下「台帳」という。)として取りまとめ、これを利用する者の閲覧に供するものとする。

(誤りの申出等)

第五条 何人も、台帳に記載されている事項に誤りがあると認めるときは、通商産業大臣に対しその旨を申し出ることができる。

2 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、必要があると認められるときは、その申出に係る事項について調査を行うものとする。

(台帳の抹消等)

第六条 通商産業大臣は、第三条の申告をした者が次の各号の一に該当するときは、台帳のそのデータベースについて調査を行うものとする。

一 第三条第二項の規定による申告を行わなかつたとき。

二 データベースサービス企業でなくなつたとき。

2 通商産業大臣は、次の各号の一に該当するときは、台帳の当該データベースに係る部分の全部若しくは一部を訂正し、又は抹消することができるものとする。

一 第三条の申告が虚偽であることが明らかになつたとき。

二 第三条第一項の申告をした者のデータベースの概要に重大な変更があつたことが明らかになつた場合であつて、同条第三項の申告がないとき。

三 第三条第一項の申告をした者が前条第二項の調査を拒んだとき。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

〔別紙様式〕

申 告 書

通商産業大臣 殿

企 業 名

代表者名

印

記入担当者名
及び連絡先

データベース台帳に関する規則第3条（第1項
第2項）の規定
に基づき、別紙のとおり申告します。

(別紙)

データベースサービス企業概要

企業名			
連絡先	所在地	〒	
	担当部課		電話
企業種別	①プロデューサ ②ディストリビュータ ③代行検索企業 ④代理店 ⑤その他 ()		
コメント			

データベースの概要

データベース名						
プロデューサ名						
国名						
データベースの特徴・特色						
分野	①一般 ②自然科学・技術 ③社会科学・人文科学 ④ビジネス ⑤その他 () 小分類 ()					
キーワード						
データのタイプ	①文書(全文) ②文書(抄録) ③文書(書誌) ④数値 ⑤図表 ⑥映像 ⑦プログラム ⑧その他 ()					
同内容の冊子体名						
調査名						
データの記述言語	①日本語 ②英語 ③仏語 ④独語 ⑤その他 ()					
収録期間(西暦)	開始 年 ~ 終了 年					
収録件数/時系列数						
更新周期						
更新件数						
収録情報の地域						

サービスシステムの概要

サービスシステム名					
ディストリビュータ名					
国名					
サービス種別		①プロデューサ ②ディストリビュータ ③代行検索企業 ④代理店 ⑤その他 ()			
サービス形態	データ提供形態	①オンライン ②バッチ (②の場合 → 1).MT 2).FD 3).CD 4).ハードコピー)			
	端末	①汎用 ②専用 ③その他 ()			
	サービス料金				
	サービス時間帯				
使用条件					
コメント					

